<table>
<tr><td colspan="5">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">装　備　品　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">共　　通　　仕　　様　　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">装備品等（輸入）共通仕様書</td><td colspan="2">C&LPS－Y00003－14</td></tr>
<tr><td>大臣承認</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>昭和４１年１０月　３日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>平成　４年　１月１１日</td></tr>
<tr><td>平成２０年　３月１１日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補　給　本　部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

適用範囲は，次による。

a)　この仕様書は，航空自衛隊で使用する装備品等及びその構成品並びにそれらの部品・材料で，輸入調達するもの（以下，“輸入品”という。）に適用する一般共通的要求事項を規定する。

b)　この仕様書に規定する内容と調達品等の仕様書に規定する内容とが相違する場合は，調達品等の仕様書に規定する内容が優先する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，次による。ただし，米国以外の国から輸入する場合には，この仕様書において規定するＦＡＡ等に関する事項は，ＦＡＡを当該輸入国におけるこれと同等の政府機関等と読み替えるものとする。

1.2.1

仕様書

調達しようとする装備品等及び役務の仕様又は役務の内容を記載した文書。

1.2.2

契約担当官等

契約担当官，分任契約担当官，契約担当官代理，支出負担行為担当官，分任支出負担行為担当官，支出負担行為担当官代理，分任支出負担行為担当官代理，支出負担行為担当官の代行機関及び分任支出負担行為担当官の代行機関。

1.2.3

調達要求元

契約担当官等に対し装備品等及び役務の調達要求を行う者。

1.2.4

部品番号（PART NUMBER）

製造業者が，その生産品目に対してそれぞれ付与した番号。

1.2.5

類別原資料

物品の管理補給業務を有効的確に実施するため，物品の特性（形状・構造・品質・性能等）を一定の基準に従って，分類・識別して当該物品に係る品目名及び物品番号などの識別諸元を設定するための基礎資料を記憶媒体で作成したもの（以下，“類別原資料”という。）に，類別原資料の内容が確認できる会社の技術資料等を添付したもの。

1.2.6

取扱説明書

技術指令書（ＪＴＯ）草案・会社刊行技術資料・カタログを総称していい，調達する装備品等の運用及び整備並びにこれに関連する補給支援及び安全対策などについて記述した文書。

1.2.7

機能部品

部品のうち，それ自体で基本的な機能を発揮することができ，試験機器等により，その機能特性が判定できるもの。

1.2.8

互換性

二つ以上の物品が，お互いにそのままの状態で交換使用できるような機能的・物理的特性を有すること。

1.2.9

期限統制（ＡＧＥ　ＣＯＮＴＲＯＬ）

装備品等がキュアリング（加硫）・ 組立・検査等を行った日から使用されるまでの間，品質が劣化するおそれのある特定の品目について，要求される特性を保証させるための，最大の期間を設定すること。

1.2.10

加硫日（ＣＵＲＥ　ＤＡＴＥ）

合成ゴムの部品・材料（以下，“合成ゴム部品等”という。）を，製造又は修理する過程において加硫した年月。

1.2.11

組立日（ＡＳＳＥＭＢＬＹ　ＤＡＴＥ）

当該部品が，附属品，構成品又は高位の組部品に組み込まれた年月。

1.2.12

認定製造業者

当該部品について，それぞれの品目別に主契約業者（ＰＲＩＭＥ　ＣＯＮＴＲＡ－ＣＴＯＲ）として製作又は修理することを，政府機関によって許可又は承認されている業者。

1.2.13

公認製造業者

ＦＡＡによって型式証明された品目の修理及び当該品目の修理交換用部品を製作するため，ＦＡＡの許可を得た業者。

1.2.14

証明書等

輸入品が所定の検査に合格し，品質が証明されたものであることを証明する検査合格書・検査成績書・検査合格タグ・検査合格ラベル。

1.2.15

検査合格書

製造又は修理業者が品質を保証するため，検査に合格していることを証明する書類。

1.2.16

検査成績書

製造又は修理業者が，品質を保証するために品目ごとに規定された検査項目について，規格値と検査成績とを記入した書類。

1.2.17

検査合格タグ

製造又は修理業者の認める検査員又はＦＡＡ検査官等が，各自の権限内の品目について行った検査に合格したことを証明するタグ。

1.2.18

検査合格ラベル

製造又は修理業者が，品質を保証するために現品に印刷又は貼付して，検査に合格していることを示すラベル。

1.2.19

包装

現品を輸送し又は貯蔵するため個装（防せいを含む。）・内装・外装を行い，表示・標識を付する作業及び状態。

1.2.20

ＦＡＡ(FEDERAL AVIATION ADMINISTRATION)

米国における民間航空に関する各種の行政指導監督及びこれに伴う検査業務を担当する機関。

1.2.21

ＦＡＡ検査官等

ＦＡＡの定める耐空性基準等に基づく検査を行い，耐空性証明を発行する等の業務を執行する権限を付与された者を総称していい，ＦＡＡから直接権限を付与された検査官とＦＡＡの承認を得た製造業者が与えられた責任と権限に基づき，その一部の執行を委任している検査官とに大別される。

1.2.22

ＦＡＡ　ＦＯＲＭ（耐空性証明書）

ＥＡＡＰ　ＡＣ２１－２の規定に基づきＦＡＡ検査官等が発行する耐空性証明書をいう。

1.2.23

ＥＡＡＰ(EXPORT AIRWORTHINESS APPROVAL PROCEDURES)

輸入品に対し，輸出耐空性証明を発行する業務の細部手続きを規定した手順書。

1.2.24

ファクトリニュー

認定製造業者又は公認製造業者が製造し，当該製造業者の検査に合格した未使用の新製品。ただし，構成部品等のうち，**ＭＩＬ－ＳＴＤ－１５２３**又は同等の規格に定める許容期限を経過したもの，技術変更を要するものが，当該製造業者によって整備・改修され，所定の検査に合格したものを含む。

1.2.25

サープラス品

ファクトリニューと同一条件で製造され，当該製造業者が販売業者に引き渡したものをいい，サープラスニュー及びサープラスユーズドに区分する。通常，この場合の販売業者をサープラス品販売業者という。

1.2.26

サープラスニュー

サープラス品のうち未使用のもの。ただし，**ＭＩＬ－ＳＴＤ－１５２３**又は同等の

規格に定める許容期限を経過したもの，技術変更をようするものが，認定製造業者又は公認製造業者によって整備・改修され，当該製造業者所定の検査に合格したものを含む。

1.2.27

サープラスユーズド

サープラス品のうち使用されたことのあるもののうち，外国政府機関又は当該製造業者の定めた技術基準に基づく所要の点検・修理等が行われ，かつ，検査に合格したもの。

なお，未使用の機能部品及び組部品から取り外した子部品についても，理由のいかんにかかわらずサープラスユーズドとする。

1.2.28

製作図面等

製作図面及び同図面に引用される仕様書・規格等。

1.2.29

調達部長等

中央調達の場合は，監督・検査業務を実施する地方防衛局等の調達部長又は防衛事務所長をいい，補給処調達においては，補給処等の調達部長をいう。

1.2.30

航空機等

航空機，航空機用機器，航空機装備品，航空機に関する整備用又は訓練用器材及びそれらの部品並びに材料。

1.2.31

特定化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）第２条第２，３及び４項に定める特定化学物質。

1.2.32

有害物質

大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）第２条第３号及び**水質汚濁防止法**（昭和４５年法律第１３８号）第２条第２項第１号に定める有害物質。

1.2.33

特定化学物質使用装備品等

特定化学物質・有害物質を使用している装備品等又は当該物質を使用しているおそれがある装備品等。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，各種技術指令書（以下，“ＴＯ等”という。）及び物品番号に対応する物品目録（以下，“ストックリスト”という。）については特に指定しない限り，製造又は修理業者の最終検査時における最新版を適用するものとし，これに疑義のある場合は及び引用文書が入札後改正され，いずれの版を適用するかについて疑義のある場合は，契約担当官等と通じて調達要求元と協議する。

a)　規格

ＭＩＬ－ＳＴＤ－１５２３　　AGE CONTROL OF AGE-SENSITIVE

b)　仕様書

Ｃ＆ＬＰＳ－Ａ００００４　　航空機用部品包装共通仕様書
Ｃ＆ＬＰＳ－Ｂ９９００１　　航空機用機器工具一般共通仕様書
Ｃ＆ＬＰＳ－Ｅ００００３７　　通信電子関係物品包装共通仕様書
Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００２　　航空機等輸入品検査共通仕様書

c)　法令等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）
大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）

d)　その他

ＥＡＡＰ　ＡＣ２１－２　　EXPORT AIRWORTHINESS APPROVAL PROCEDURES

1.4　種類

輸入品を調達上次の３種類に分類するものとし，個別仕様書により指定した種類に従うものとする。ただし，サープライスニューの指定に対してはファクトリニューを，サープラスユーズドの指定に対してはファクトリニュー又はサープラスニューを納入することは差し支えないものとする。

a)　ファクトリニュー
b)　サープラスニュー
c)　サープラスユーズド

2　製品に関する要求

2.1　製品の表示

製品の表示は，**表１**又は製作図面等によるほか，次による。

表１－表示対象項目

項　　目	対　　象
部品番号	すべての部品
物品番号・品名 製造業者名・製造年月	機能部品及び主組部品
製造番号	エンジン本体，プロペラ，航空計器、個別仕様書で指定した品目，その他の機能部品並びに主組部品に該当する部品
加硫日・組立日又は検査日	**2.2** に規定する期限統制品目
注記　その他，認定製造業者以外の業者が製造した品目については，製造業者名又は登録商標記号等を記載する。	

2.1.1　一般

一般は，次による。

a)　表示は，装備品等の品質に影響を与えないものとする。

b)　表示は，容易にはく離・消滅しないものとする。

c)　表示は，できるだけ外部から見やすい位置に表示する。

d)　表示は，直接装備品等又は銘板・ラベル・デカルコマニア等に打刻・ステンシル・不滅インクによる印刷等の方法により行うものとする。

e)　表示の大きさ及び色は特に指定しないが，できる限り見やすいものとする。

f)　識別及び取扱関連事項は，必ず表示する。

g)　装備品等に表示することが困難なものについては，単位包装ごとに表示することにより，これと代えることができる。

2.1.2　かし担保期限の表示

かし担保期限の表示は，次による。

a)　輸入品のうち，個別仕様書で調達品目に＃印を付した物品には，かし担保期限の表示を行わなければならない。

b)　かし担保期限の表示事項の記載要領は，次による。

かし期限	○年○月又は○○時間
ＣＰ（又はＤＰ）	○　○　会　社

c)　かし期限に年月を表示する場合は，装備品等の納入予定の翌月から起算し，契約条項に規定するかし担保期間の満了の月を和暦年月で記載する。

d)　かし期限に時間を表示する場合は，契約条項に規定するかし対象時間を記載する。

e) 中央調達物品については“ＣＰ”，補給処調達物品については“ＤＰ”と記載する。

f) 会社名は，契約の相手方名を記載する。

2.1.3　特定化学物質・有害物質の使用表示

特定化学物質及び有害物質の使用表示は，次による。

a) 特定化学物質・有害物質（以下，“特定化学物質等”という。）を使用している単一部品及び当該単一部品を含む組部品・機器・装置等のそれぞれに対し，物品の形状・大きさに応じ，見やすい位置に，はく離・消滅が生じないラベルやスタンプなどを使用して，**図１**により朱色をもって表示する。

b) 物品の状態により，**a)**の表示が不可能な場合は，当該物品の外装に **a)** の表示を行うものとする。

c) 特定化学物質等使用装備品等の納入にあたっては，納品書の備考欄及び使用可能（合格）物品票の適宜の余白“（ 特定化学物質等名）使用”と朱記する。

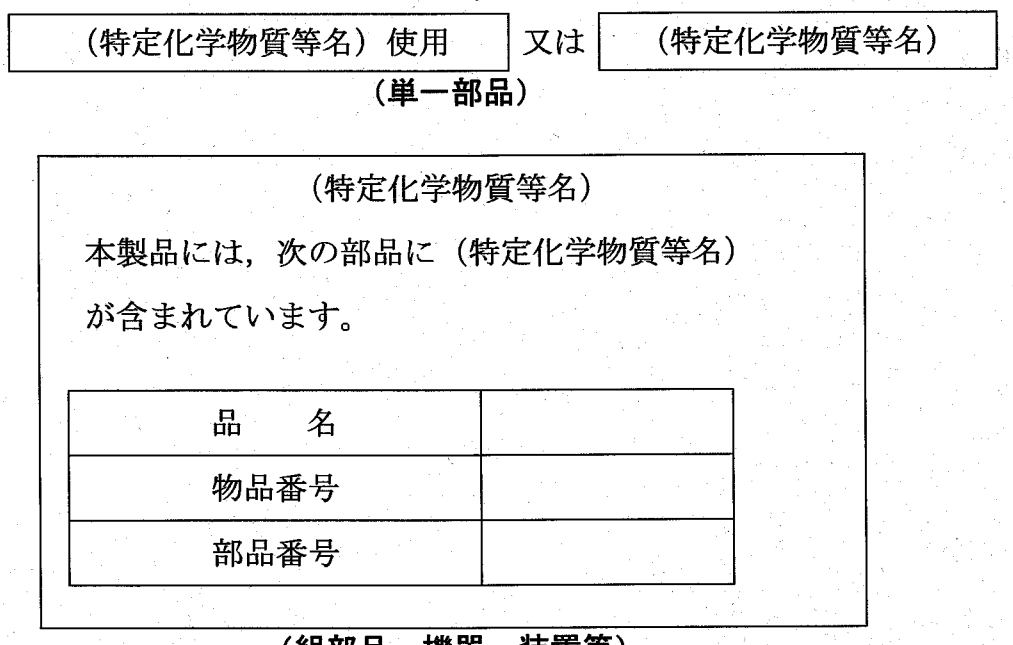

図１－特定化学物質等の使用表示要領

2.1.4　静帯電防止個装に対する注意表示

静電気によって損傷しやすい繊細な電子部品で静帯電防止個装をした場合は，物品の形状・大きさに応じ，見やすい位置に容易に，はく離・消滅が生じないラベルやスタンプなどを使用して，**図２**により表示する。

区分	標準表示内容	標準色	
		地	文字・シンボル
個装品	最小50mm 警　告 最小8.5mm 静電気対策の施された場所で取扱うこと。 最小20mm	黄	黒とする。ただし，捺印・印刷等による場合は黒又は赤とする。
内装品	最小50mm 警　告 最小8.5mm 機能破壊しやすいデバイス，強力な静電気，電磁気，磁気，放射線の近くにおける取扱い，保管を避けること。 最小50mm		
外装品	最小75mm 警　告 最小8.5mm 機能破壊しやすいデバイス，強力な静電気，電磁気，磁気，放射線の近くにおける取扱い，保管を避けること。 最小75mm		

注記　小型の物品で表示困難な場合は，ラベルなどを縮小することができる。

2.1.5　開梱禁止の表示

使用時以外の開梱が禁じられている品目については，ラベルやスタンプなどにより包装の見やすい位置に表示する。

2.2　期限統制

期限統制は，次による。

a)　輸入品のうち，**ＭＩＬ－ＳＴＤ－１５２３**に定める合成ゴム部品等については，

当該規格に基づいて期限統制を実施する。

なお，規格でいう納入時とは完成検査（完成検査の行われない場合は受領検査）時とする。

b) 米国以外の国から輸入する部品で **a)** の**ＭＩＬ－ＳＴＤ－１５２３**によれない場合は，それと同等の規格又は同等の規格を準拠して，当該部品の製造者が定めた規格によることができる。

例 英国からの場合　Air Registration Board（英国航空局）の承認を得て Society of British Aerospace Companies（英国航空工業会）が定めたＲＳ６１２及びＲＳ６１３

c) 輸入品に使用する燃料・油脂類は，使用箇所に適合する公共規格品とし，その管理は製作図面等に特に指定がない限り，**Ｔ．Ｏ．４２Ｂ－１－１**に基づき実施する。

d) **Ｔ．Ｏ．４２Ｂ－１－１**で，期限統制されるグリースを使用したベアリングは，１個又は数個ごとに包装し，見やすい箇所に包装年月を表示する。ただし，１個ごとの表示が困難と認められるものは，単位梱装ごとに表示することができる。また，当該ベアリングは，完成検査（完成検査の行われない場合は受領検査）時において，包装年月以内のものでなければならない。

2.3　納入条件

輸入品は，完成検査（完成検査の行われない場合は受領検査）の日からさかのぼって１箇年以内に当該輸出国において所要の検査が行われたものであり，当該検査時までに必要な整備・改修が完了しているものでなければならない。

2.4　品質的事項

輸入品は，個別仕様書に指定する種類に応じ，次の要求を満足するものでなければならない。

2.4.1　ファクトリニュー

ファクトリニューは，次による。

a) **1.2.24** に示すファクトリニューの条件を満足するものでなければならない。

b) 当該部品の認定製造業者，公認製造業者又はこれらの製造業者から製造を許可された製造業者によって製造されたもので，個別仕様書で指定した部品番号に対応する製作図面等の要求事項，又はストックリスト及びＴＯ等の記載事項のすべてを満足するものとする。

c) 輸入品には，個別仕様書で特に指定した場合を除き，原則として次に示す順位に従って証明書等を添付する。ただし，検査合格書は写しを検査官に提出すること

によって，添付を省略することができる。

なお，検査合格書の無い場合は，理由を明らかにする書類を提示する。

1) 検査合格書
2) 検査成績書
3) 耐空性証明書
4) 検査合格タグ
5) 検査合格ラベル

d) c)に示す証明書等について，当該品目が標準部品等のため輸出国における商慣習，販売体系等の状態により入手不可能である場合は，ディストリビュータ，子会社など（以下，“ディストリビュータ等”という。）により，当該品目が個別仕様書の要求に合致していることを保証するため，発行された証明書をもって代えることができる。

なお，この場合，当該品目の製造業者とディストリビュータ等との関係を明らかにする書類を提示する。

2.4.2　サープラスニュー

サープラスニューは，次による。

a) **1.2.26** で示すサープラスニューの条件及び **2.4.1 b)** の要求を満足するものでなければならない。

b) **2.4.1 c)** の要求を満足するものでなければならない。ただし，当該証明書等の入手が不可能の場合は，サープラス品販売業者により，当該品目が仕様書の要求を満足していることを保証する証明書を添付する。

2.4.3　サープラスユーズド

サープラスユーズドは，次による。

a) **1.2.27** で示すサープラスユーズドの条件及び **2.4.1 b)** の要求を満足するものでなければならない。

b) **2.4.2.b)** による。

3　品質保証

3.1　製品検査

契約の相手方は，官の行う検査に先立ち，個別仕様書で特に指定した場合を除き，**3.2** ～**3.4** の規定に従ってあらかじめ社内検査（装備品等の国内製造業者，防衛省の定める外注修理契約予定相手方工場又は関連する下請負業者において行う検査を含む。）を実施し，当該検査成績書を準備しておくものとする。この場合，航空機等の輸入品については，特に**C&LPS－Y00002**に基づく適切な検査体系により実施する。

3.2　検査の項目

3.2.1　書類審査

書類審査は，次による。

a)　輸出国業者が発行したインボイスに記載された品名，部品番号，数量等と個別仕様書の要求事項とを確認する。

b)　輸入品に対する当該製作図面等又はＴＯ等の要求事項を証明する書類が添付されていることを確認する。

3.2.2　外観検査

外観検査は，次による。

a)　輸入品に対する **2.1.1** ～**2.1.4** の表示に関する要求事項を確認する。

b)　輸入品に対する **2.2** の期限統制に関する要求事項を確認する。

c)　輸入品の仕上げ，構造，防せい処理，塗装，欠品，未加工，加工不良，加工キズ，打キズ，輸送取扱不良による破損等及び外観上の異常のないことを目視により確認する。ただし，使用時までに開缶又は開封を禁じられている品目については，外観に著しい欠陥が認められる場合以外は，原則として開缶又は開封をしない。

3.2.3　寸法検査

輸入品の互換性に影響する主要寸法に対する製作図面等又はＴＯ等の要求事項を確認する。

3.2.4　機能検査

輸入品の製造又は修理に適用される製作図面等又はＴＯ等の完成品検査項目に従って試験又は検査を実施し，当該品目の機能的特性のそれぞれの要求事項を確認する。

3.2.5　非破壊検査等

輸入品の当該部品番号に対応する製作図面等又はＴＯ等に非破壊検査，破壊検査及び硬度検査（以下，“非破壊検査等”という。）の要求がある場合，当該製作図面等又はＴＯ等に基づき所定の検査を実施し，それぞれの要求事項を確認する。

3.2.6　包装検査

輸入品の包装に対する **4.1** の要求事項を確認する。

3.3　検査の基準

3.2 に示す検査の実施基準は，次による。

a)　ファクトリニュー及びサープラスニューに対する検査は，製作図面等を基準として実施する。ただし，当該製作図面等がない場合はＴＯ等により実施することができる。

b)　サープラスユーズドに対する検査の基準は，原則としてＴＯ等を適用する。

c) 寸法検査，機能検査及び非破壊検査等に必要な設備，製作図面等又はＴＯ等がなく当該検査が実施不可能の場合は，当該検査を担当する工場が発行する理由を添付した書類を調達部長等に提出し，承認を得たのち当該検査の実施を省略することができる。

なお，契約の相手方は，当該検査の実施を省略した場合は理由書を添付し，調達要求元へ通知する。

d) 製作図面等又はＴＯ等の機能検査実施項目のうち，当該検査の実施に長期間を必要とする項目及び破壊を伴う項目については，契約担当官等を通じて調達要求元と協議する。

3.4　検査の方法

3.2 に示す検査の実施方法は，次による。

3.4.1　ファクトリニュー

ファクトリニューは，次による。

a) 書類審査及び外観検査は，原則として全数検査を行うものとする。ただし，外観検査については，輸入品の種類，数量又は過去の輸入品の状況等を勘案して，検査官と協議のうえ抜取検査によることができる。

b) 寸法検査，機能検査及び非破壊検査等は，個別仕様書で次に示す記号により指定した品目について実施するものとし，個別仕様書で特に指定した品目を除き，検査官と協議のうえ抜取検査によることができる。

なお，機能検査のみを指定した品目については，寸法検査も併せて実施する。

1) 寸法検査　　“S”
2) 機能検査　　“K”
3) 非破壊検査等　　“H”

3.4.2　サープラス品

サープラス品は，次による。

a) 3.2 に示す検査の項目のうち，該当するすべての項目について，装備品等の国内製造会社又は防衛省の定める外注修理契約予定相手方工場において検査を行い，合格したものでなければならない。

b) 3.2 に示す検査の項目のうち，機能検査及び非破壊検査等を除く検査のみを実施する場合は，a)に定める以外の工場等において実施することができる。

c) サープラスニューに対する書類審査及び外観検査は，全数検査を行うものとする。ただし，寸法検査，機能検査及び非破壊検査等は個別仕様書で特に指定した品目を除き，検査官と協議のうえ抜取検査によることができる。

c) サープラスユーズドに対する検査は，3.2 に示す検査の項目のうち，該当するすべての項目について，全数検査を行うものとする。

3.5　監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

3.6　合格の基準

輸入品の合格の基準は，3.2 に示す検査の項目の要求事項をそれぞれ満足しなければならない

4　出荷条件

4.1　包装の基準

包装の基準は，次による。

a) 輸入品の包装は，次に示すもののうち，個別仕様書で指定した仕様書等による。ただし，包装する場合は，輸出業者の包装材料の状態に応じ極力再使用するものとし，再包装要領については調達部長等の承認を得るものとする。

1) C&LPS－A00004　航空機用部品包装共通仕様書
2) C&LPS－B99001　航空機用機器工具一般共通仕様書
3) C&LPS－E00037　通信電子関係物品包装共通仕様書
4) J．T．O．00－85－3　航空装備品等の包装

b) a)1)及び3) に示す仕様書の適用にあたっては，同仕様書の“ＰＩＦの提出”及び“包装単位”については適用を除外する。

5　その他の指示

5.1　提出書類

提出書類は，次による。

a) 輸入品のうち，個別仕様書で指定した品目については，次の書類を個別仕様書で示すところにより提出する。

1) 類別原資料
2) 取扱説明書

b) 輸入品のうち，次に示す品目を納入する場合は，当該品目の履歴を明記した文書を添付する。

1) エンジン本体
2) プロペラ
3) 航空機装備の機銃等
4) 航空機搭載ＡＰＵ
5) その他個別仕様書で特に指定したもの

5.2　部品番号等の変更

部品番号等の変更は，次による。

a)　輸入品のうち，次のいずれかに該当する場合には，当該品目の部品番号，物品番号及び品名（以下，“部品番号等”という。）を契約担当官等の定めるところにより変更の手続きを行うものとする。

1)　部品番号等の明らかな誤字及び脱字の訂正

2)　やむを得ない理由による部品の改造又は代替品等への変更

3)　互換性品目内の変更（この場合には互換性を証明する当該製造業者の証拠書類を添付しなければならない。）

b)　個別仕様書で調達品目に旧部品番号を特に指定した品目については，変更しないものとする

5.3　工業所有権等

輸入品に係る工業所有権及び販売権に関する紛争は，あくまで契約の相手方自身の責任において処理する。ただし，販売権については官及び契約の相手方ともに尊重することに留意する。

5.4　技術変更等の情報提供

契約の相手方は，契約履行中の輸入品に対する技術変更等に関する情報を積極的に入手するように努め，これを入手した場合は，速やかに契約担当官等を通じて調達要求元へ書面により提出しなければならない。

正　誤　表

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名又は件名	装備品等（輸入）共通仕様書	C&LPS－Y00003－14	
		大臣承認	平成　年　月　日
		作成	昭和４１年１０月　３日
		改正	平成　４年　１月１１日
			平成２０年　３月１１日
		作成部隊等名	補給本部

ページ	位置	誤	正
7	2.1.2 a)	a)　かし期限に年月を…する。	c)　かし期限に年月を…する。
7	2.1.2 b)	b)　かし期限に時間を…する。	d)　かし期限に時間を…する。
8	2.1.2 c)	c)　中央調達物品に…する。	e)　中央調達物品に…する。
8	2.1.2 d)	d)　会社名は，契約…する。	f)　会社名は，契約…する。
10	2.4.1 a)	1.2.18に示す…ない。	1.2.24に示す…ない。
11	2.4.2 a)	1.2.20で示す…ない。	1.2.26に示す…ない。
11	2.4.3 a)	1.2.21で示す…ない。	1.2.27に示す…ない。
13	3.4.1 a)	書類審査及び外観審査は…きる。	書類審査及び外観検査は…きる。
14	3.4.2 c)	c)　サープラスニュー…する。	d)　サープラスユーズド…する。